

# 第6部 再犯防止を推進するための取組

## 【長門市再犯防止推進計画】

### 第1章 計画の背景と趣旨

全国の刑法犯の認知件数は減少傾向にあり、平成28(2016)年には、戦後最小の100万件を下回る一方で、検挙人員に占める再犯者の比率(再犯者率)は約50%に及ぶなど、安全で安心して暮らせる地域社会の実現に向けて「再犯」を防止することが重要な課題となっています。

このような状況の中で国においては、平成28(2016)年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」(以下「再犯防止推進法」という。)が施行され、都道府県及び市町村に国との適切な役割分担を踏まえ、地域の実情に応じた再犯の防止等の施策の策定と実施の責務を有することが明示されるとともに、地方再犯防止推進計画の策定が努力義務とされました。

山口県においては、平成31(2019)年3月に安心・安全な県づくりと犯罪をした人等も地域社会の一員として支えあう地域共生社会の実現に向けて、県が取り組む再犯防止の施策の方向性を明らかにするため、「山口県再犯防止推進計画」を策定しています。

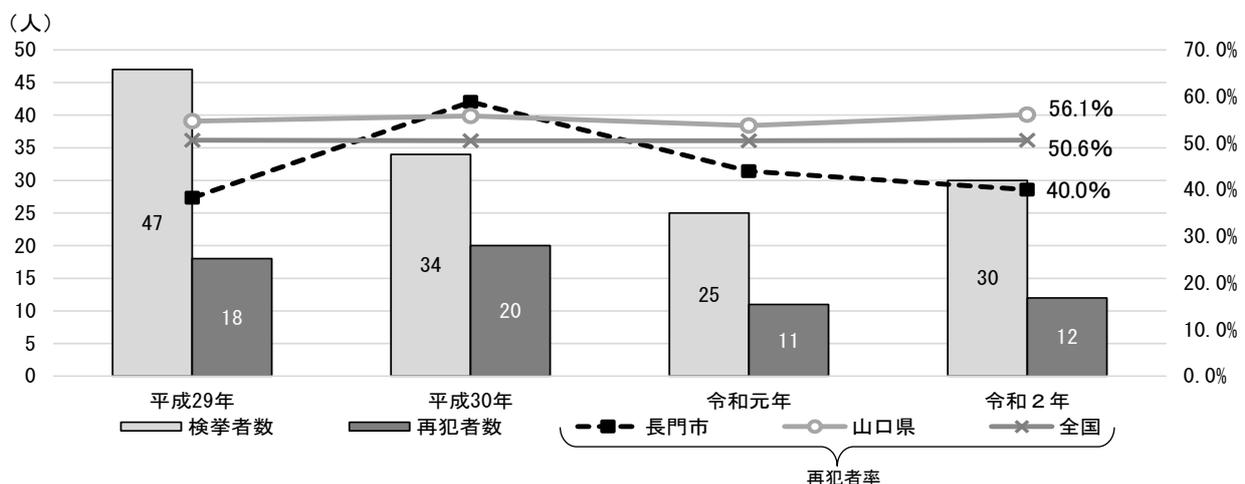
本市においても、関係機関や民間団体等が連携・協力して、犯罪をした人等の円滑な社会復帰を支援する施策を総合的かつ計画的に推進することで、犯罪をした人等が地域の一員として社会復帰できるように支援することにより、だれもが安全で安心して暮らせる社会を実現するために「長門市再犯防止推進計画」を策定します。

犯罪や非行から立ち直ろうとする人への理解を深め、必要な支援をつなげていくことで、犯罪のない安全な地域社会を作ること推進していく必要があります。

この計画は、再犯防止推進法第8条第1項に定める地方再犯防止推進計画として策定するものであり、地域福祉計画と一体的に策定していることから、計画期間は令和4(2022)年度から令和8(2026)年度までの5年間とします。

なお、今後の社会情勢の変化や、国の計画の見直し、県における再犯防止に関する取組状況等を踏まえ、必要に応じて見直すこととします。

■長門市における刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率(20歳以上)



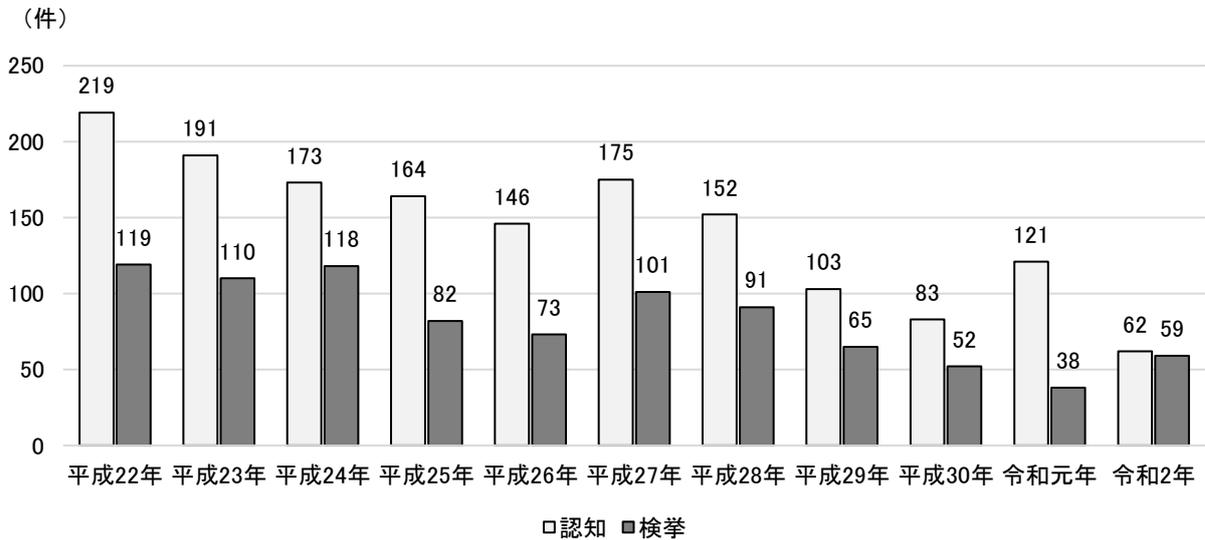
資料：広島矯正管区

## 第2章 再犯防止を取り巻く状況について

### (1) 長門市における刑法犯認知件数等の状況

長門市における刑法犯認知件数は、増減を繰り返しつつも概ね減少傾向で推移しており、令和2年の件数をみると62件となっています。

#### ■長門市の刑法犯認知・検挙件数の推移



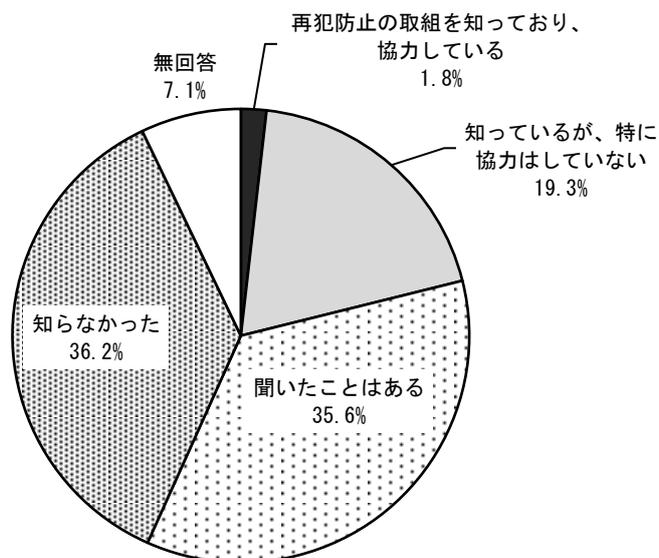
資料：山口県統計年鑑

### (2) 長門市における再犯防止の取組の認知度について

地域福祉計画策定に伴う市民アンケートの結果より、“社会を明るくする運動”等に伴う再犯防止の取組について「知らなかった」と回答した割合が36.2%で最も高く、再犯防止について広報・啓発等を進めていく必要があります。

#### ■再犯防止の取組の認知度

単数回答 回答者数=1,439



## 第3章 課題及び今後の方向性

### 基本目標1 就労・住居の確保

#### 課題

「刑務所に再び入所した人のうち約7割が再犯時に無職であったこと」、「刑務所満期出所者のうち約5割が適当な帰住先が確保されないまま刑務所を出所していること」、「帰住先が確保されない人が再犯に至るまでの期間は、帰住先が確保されている人と比較して短くなっていること」など生活の安定のための就労や住居の確保は、再犯防止に向けた重要な課題です。

#### 今後の方針

各種支援制度や相談窓口等を活用して支援を行い、制度の内容についても関係機関と連携して周知に努めていきます。

##### ① 就労支援の推進

- ✓就労に向けた相談に対し、長門保護区保護司会と連携しながら、協力雇用主、ハローワークなどへつなげることで就職及び就労定着を図ります。

実施主体：地域福祉課 長門保護区保護司会  
萩公共職業安定所長門分室〔ハローワーク長門〕

##### ② 生活困窮者自立支援制度の利用促進

- ✓相談者が困窮状態から脱却するため、就労支援などの自立に向けた包括的な相談支援及び訪問支援（アウトリーチ）を行い、様々なケースに応じた寄り添い型の個別支援を展開します。
- ✓対象者の状況に応じた支援を計画的かつ継続的に行うため自立支援計画を作成するとともに、計画に基づく各種支援が円滑に行われるよう関係機関と連携して支援を行います。

実施主体：地域福祉課 長門市社会福祉協議会

##### ③ 住居確保給付金の支給

- ✓離職等により生活に困窮して住居を失った人や、住居を失うおそれのある人に対し、安定した就職活動ができるように、期限付きで家賃相当額を支給します。

実施主体：地域福祉課

##### ④ 市営住宅の周知について

- ✓市営住宅の募集情報などについて、市広報やホームページなどを活用して、情報提供を行います。また、要配慮者世帯に対して、入居における配慮を行うとともに、住宅困窮者の相談に応じています。

実施主体：建築住宅課

##### ⑤ 住宅確保要配慮者への支援

- ✓住宅確保要配慮者の住居の確保を円滑に進めるため、「新たな住宅セーフティネット制度」の普及啓発に努めます。

実施主体：地域福祉課 建築住宅課

## 基本目標 2 保健医療・福祉的支援

### 課題

高齢者や障害のある人等、適切な支援がなければ、自立した社会生活を送ることが困難な人に対しては、円滑な社会復帰や再犯の防止に向け、保健医療・福祉的支援に取り組むことが重要です。

また、覚せい剤取締法違反による検挙者数は、全国で毎年1万人を超え、引き続き高い水準にあるほか、新たに刑務所に入所する者の約3割が覚せい剤取締法違反によるものとなっており、他の犯罪に比べ再犯リスクが高いことから、再犯防止に向けた取組が重要です。

### 今後の方針

犯罪をした人等のうち高齢者や障害のある人等で福祉的な支援が必要な人に対して、関係機関が連携し、円滑に必要な福祉サービスが提供できるように取り組んでいく必要があります。また、薬物乱用防止に関する教育や、薬物に関する正しい知識の普及・啓発を学校や関係機関等と連携して行っていきます。

#### ① 地域における福祉的支援

- ✓長門保護区保護司会、民生委員・児童委員協議会、地域包括支援センター、社会福祉協議会などとの連携を強化し、福祉的な支援が必要な人に対し、その人の状況に応じた適切な保健医療・福祉サービスが提供できるよう取り組んでいきます。

実施主体：地域福祉課 地域包括支援センター 長門保護区保護司会  
長門市社会福祉協議会

#### ② 薬物乱用防止教育

- ✓市内の小、中、高等学校等の児童生徒、学生を対象に薬物乱用防止教育を実施し、薬物乱用の未然防止と若者の健全育成を図っていきます。

実施主体：学校教育課

#### ③ 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動

- ✓薬物乱用による弊害を市民が正しく認識し、「薬物乱用をしない、させない、許さない社会」を構築する気運の熟成を図るため、県が行う「ダメ。ゼッタイ。」普及運動に協力します。

実施主体：地域福祉課 長門健康福祉センター 長門保護区保護司会

## 基本目標3 非行防止と修学支援

### 課題

非行は、家庭、学校、地域の問題が複雑に絡み合っており、それぞれの緊密な連携のもと、一体的な非行防止と修学支援を推進していくことが重要です。

### 今後の方針

学校や関係団体、地域団体等が連携して、非行の未然防止のための普及啓発活動や相談対応、また、学習支援に取り組んでいきます。

#### ① “社会を明るくする運動”の推進

✓毎年7月に全国展開される“社会を明るくする運動”強調月間において、長門保護区保護司会と連携して様々な活動の周知啓発等を行っていきます。

実施主体：地域福祉課 長門保護区保護司会

#### ② 教育相談窓口

✓不登校やいじめ、学校生活や友人関係等、教育に関する様々な相談の窓口として支援を行っています。

実施主体：学校教育課

#### ③ 生活困窮世帯等に対する学習支援

✓生活困窮世帯または生活保護受給世帯の生徒等に対して、家庭学習の補完等としての学習支援等を行います。

実施主体：子育て支援課

#### ④ 子どもの居場所づくり

✓放課後児童クラブなどの支援を充実し、子どもの居場所づくりに取り組んでいきます。また、子ども食堂の普及啓発に努めます。

実施主体：子育て支援課 生涯学習・文化財課



“社会を明るくする運動”街頭広報キャンペーン

## 基本目標 4 広報と啓発活動

### 課題

再犯防止の取組は、更生保護行政を担う国と、住民に身近な県、市、保護司等民間協力者が相互に連携して取組を進めることが重要であり、広報啓発活動を推進し、犯罪をした人等の地域での立ち直りに対する理解を促進することが必要です。

### 今後の方針

“社会を明るくする運動”（街頭キャンペーン等）や人権研修における啓発活動など市民が再犯の防止と立ち直りの支援に対する理解を深め、関心を持つことにつながる広報・啓発を行っていきます。

#### ① “社会を明るくする運動” 街頭広報キャンペーン

- ✓各地区で開催される夏まつり会場や大規模店舗前広場等を利用して、市民に本運動の理解を促進するための広報・啓発活動に取組みます。
- ✓7月は「再犯防止啓発月間」であり、本運動と連携して再犯防止の啓発活動に取組みます。

実施主体：地域福祉課 長門保護区保護司会

#### ② “社会を明るくする運動” 作文コンテストの開催

- ✓市内全小・中学校児童・生徒を対象とした法務省主唱“社会を明るくする運動”作文コンテストを開催し、本運動への理解を深めるとともに作文作品集「おかえり」を発刊して啓発活動を進めます。

実施主体：学校教育課 長門保護区保護司会

#### ③ 市人権フェスティバルでの啓発活動

- ✓市人権フェスティバルにて、安全・安心な地域をつくるためにも再出発しようとしている人々を地域で支える「更生保護」の重要性の理解を深めていく広報・啓発活動に取組みます。

実施主体：生涯学習・文化財課 長門保護区保護司会



第71回長門市“社会を明るくする運動”内閣総理大臣メッセージ伝達式の様子（左）  
市役所本庁舎1階のロビーにメッセージやポスターを掲示（右）

## 基本目標 5 関係機関・団体との連携強化及び保護司適任者の確保

### 課題

安全・安心な地域をつくるためには、罪を償い再出発しようとしている人たちを見守り、更生を支援していく保護司をはじめとした更生保護ボランティアは無くてはならない存在です。

更生保護活動の円滑な推進のために、近年困難となっている保護司適任者の確保をはじめとした環境整備が課題です。

### 今後の方針

再犯防止をはじめとした更生保護活動が成果をあげるために、市民に身近な市と県が更生保護行政を担う国と相互に連携し情報共有しながら、民間協力者や関係機関・団体と地域住民とで連携体制を構築していきます。特に、更生保護の取組の中心となる保護司会と行政機関との連携強化を図ります。

#### ① 関係機関・団体、地域との連携

- ✓更生保護や犯罪・非行防止の取組を支える保護司会、民間協力者や地区住民との効果的な連携に努めます。また、犯罪をした者等の社会復帰支援の理解を得るため、“社会を明るくする運動”などで啓発活動を行います。

実施主体：地域福祉課 長門保護区保護司会

#### ② 保護司適任者の確保

- ✓保護司個人が適任者を確保することにくわえ、保護観察所と保護司会が共同で機関・団体の協力を得て保護司候補者検討協議会を開催するなど広く人材情報の提供依頼を行えるように協力することで、保護司活動への理解・協力を深めるきっかけにしています。

実施主体：地域福祉課 長門保護区保護司会

#### ③ 面接場所の確保

- ✓保護司の自宅では、保護観察の面接が困難なケースがあり、対象者の立ち直りのためにも、保護司が安心して面接できる場所の確保が重要になります。対象者の人権や時間的な都合にも配慮しながら、公民館など公共施設が利用できる環境を整えます。

実施主体：地域福祉課 生涯学習・文化財課 長門保護区保護司会



「ホゴちゃん」と「サラちゃん」